

○関西国際空港廃棄物処理施設利用規程

(平成28年1月20日 規程第39号)

最終改正 平成28年4月1日 規程第141号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、関西エアポート株式会社（以下「会社」という。）が関西国際空港島内（以下「空港島内」という。）で運営する廃棄物処理施設（以下「クリーンセンター」という。）で行う廃棄物処理に係る料金、処理条件及びその他必要な事項について定め、空港島内から発生する廃棄物の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とします。

(廃棄物の処理)

第2条 空港島内から発生する廃棄物のうち、別表第1に定める廃棄物を処理しようとする者は、クリーンセンターを利用して処理しなければなりません。

2 前項に定める廃棄物以外の廃棄物を処理しようとする者は、廃棄物の種類に応じて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月法律第137号）」（以下「廃掃法」という。）等の諸法令に基づき適正にその処理を行ってください。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「一般廃棄物」とは、空港島内から発生する汚物、不要物であって、廃掃法第2条第2項に定められた一般廃棄物で、クリーンセンターを利用して処理しなければならない別表第1に定めるものをいいます。
- (2) 「自主処分廃棄物」とは、空港島内から発生する別表第1に定める廃棄物以外の廃棄物で、事業者の責任と費用負担において廃掃法等の諸法令に基づき適正に自主処分するものをいいます。
- (3) 「資源ごみ」とは、クリーンセンターを利用できる一般廃棄物で資源回収可能な別表第1に定めるものをいいます。
- (4) 「分別排出」とは、一般廃棄物を可燃ごみ、不燃ごみ、可燃性粗大ごみ及び資源ごみの、大きく4種類に分けて排出することをいいます。なお、資源ごみについては、別表第1に定めるとおりさらに、5種類に分けて排出することをいいます。
- (5) 「クリーンセンター」とは、会社が空港島内から発生する一般廃棄物を一括して自己

処理するために運営する廃棄物処理施設をいいます。

(6) 「利用者」とは、クリーンセンターに一般廃棄物の処理を依頼する者をいいます。

(利用者の責務)

第4条 利用者は、「廃掃法」を遵守し、クリーンセンターの機能を妨げ、又は損傷するおそれのある廃棄物等の排出を抑止し、クリーンセンターの適切な運営のため、その責任において、必要な措置を講じてください。

2 利用者は、空港島内で発生する廃棄物の減量化及び資源化を推進するために分別排出を徹底してください。

3 利用者は、一般廃棄物が飛散及び流失しないよう、また悪臭を生じないよう、一般廃棄物の種類毎に会社の指定するポリ袋を使用し、一般廃棄物集積所に所定のダストボックスで排出してください。

第2章 クリーンセンターの利用

(利用開始等の申込み)

第5条 利用者は、一般廃棄物の処理を会社に依頼するときは、原則として依頼開始の7日前までに「一般廃棄物処理申込書（第1号様式）」により会社に申込み、承諾を受けてください。また、処理を中止するときは、原則として中止する7日前までに「一般廃棄物処理中止届（第2号様式）」を会社に提出してください。

2 会社が前項の「一般廃棄物処理申込書」を承諾したとき又は「一般廃棄物処理中止届」を受理したときをもって、一般廃棄物処理契約が締結又は解約されたものとします。

3 利用者は、申込み時の内容を変更するときは、速やかにその内容を書面にて会社に届出をしてください。

(一般廃棄物収集の範囲・頻度等)

第6条 一般廃棄物の収集範囲は、空港島内とし、一般廃棄物の種類毎の収集頻度は、原則として以下のとおりとします。

・可燃ごみ	1回／日以上
・不燃ごみ	1回／日以上
・可燃性粗大ごみ	事前連絡により収集
・資源ごみ	1回／日以上

2 利用者は、会社が指定する収集時間帯に一般廃棄物を会社が指定する方法により適正に排出してください。

- 3 利用者は、一時に多量のごみを排出するときは、事前にその旨をクリーンセンターに連絡し、収集方法について協議してください。

(持込みごみの処理)

第7条 利用者自らが、一般廃棄物をクリーンセンターに持込むときは、事前に「一般廃棄物処理申込書(第1号様式)」により会社に申込み、その種類、量等について会社と協議し、会社の指示に従って持込んでください。

- 2 利用者自らが、一般廃棄物を継続的にクリーンセンターに持込むときは、前項の一般廃棄物処理申込をされるときに、会社はその旨をお伝えください。

(資源ごみの処理)

第8条 利用者は、資源ごみを納入業者の引取り等により、適正に処理してください。

- 2 資源ごみの処理を会社に依頼されるときは、会社の指定するポリ袋を購入して、会社の指定する方法により適正に排出してください。なお、ダンボールは、ひも等により約10kg毎に束ねて排出してください。

第3章 一般廃棄物の処理料金等

(料金の徴収)

第9条 廃棄物処理料金は、別表第2に定める単価(消費税及び地方消費税を含まない。)に毎月の処理重量を乗じた額とします。

- 2 前項の単価は、クリーンセンターの建設費、管理費その他の費用(消費税及び地方消費税の相当額を除く。)を勘案してこれを定めるものとします。なお、廃棄物処理料金の単価は、あらかじめ利用者に通知し、これを変更する時も同様とします。

- 3 廃棄物処理料金は、毎月会社が発行する請求書に基づき、毎月の処理料金に消費税及び地方消費税の相当額を加算した額を指定された期限までに指定された方法により支払ってください。なお、会社が利用者に特別の理由があると認めたときは、協議の上、その他の方法により徴収するものとします。

- 4 会社は、利用者が廃棄物処理料金の納入を遅滞したときは、その遅滞した金額に対し、支払い期限の翌日から納入された日までの期間に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収することとします。

- 5 第1項の料金の額及び前項の延滞金に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとします。

(処理重量の計量方法)

第10条 一般廃棄物の処理重量の確定は、次の各号の一に掲げる計量方法により行います。

- (1) クリーンセンター内のトラックスケール等の計量器による計量
- (2) 集積所等において容量計算を行い、別表第2の2に定める換算重量による計量

2 処理重量の単位は、キログラムとします。

第4章 一般廃棄物集積所の設置等

(一般廃棄物集積所の設置)

第11条 利用者は、自らの敷地内に一般廃棄物の集積所を定め、会社が特に認めた場合を除き、定められた廃棄物の種類毎にダストボックスを設置してください。

2 利用者は、一般廃棄物集積所を定める場合は、一般廃棄物の収集・運搬の安全性、効率性を考慮して計画し、事前に会社と協議してください。

(ダストボックスの設置)

第12条 一般廃棄物集積所に設置するダストボックスの区分及び仕様は、収集・運搬車両に適合する別表第3に定めるもので、漏水がなく防臭性を有するものを設置してください。

(一般廃棄物集積所等の維持管理)

第13条 利用者は、一般廃棄物集積所及びダストボックスの清掃、整理整頓を行い、常に清浄な状態を保持し、一般廃棄物の収集・運搬業務を安全かつ円滑に行えるよう、適切な維持管理を行ってください。

(一般廃棄物排出時の禁止事項)

第14条 会社は、利用者が一般廃棄物集積所等定められた場所以外へ一般廃棄物を排出することを禁止します。

2 会社は、利用者が自主処分廃棄物を一般廃棄物集積所に排出することを禁止します。

3 会社は、利用者が会社が定めた以外の方法により、一般廃棄物を排出することを禁止します。

第5章 運用等

(クリーンセンターの利用停止)

第15条 会社は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用を停止することがありま

す。

- (1) 廃棄物処理料金を支払わないとき。
- (2) 本規程に違反し、会社の指示に従わないとき。

(一般廃棄物処理の休止及び制限)

第16条 会社は、次の各号の一に該当するときは、一般廃棄物の収集、処理を休止又は制限することがあります。この場合において、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめその日時及び区域を利用者に通知します。

- (1) 天災その他不可抗力によるとき。
- (2) クリーンセンターに修理その他の工事を施すとき。
- (3) 前各号に掲げるものの他、公益上その他の必要があるとき。

(免責)

第17条 会社は、前2条の規定に基づく事由により利用者が受けた損害については、賠償の責めは負わないものとします。

(損害賠償)

第18条 利用者が、故意又は過失により会社の施設又は器物等を滅失し、毀損し、又はその他の行為により会社に損害を与えた場合は、その損害について賠償していただきます。

(立入り)

第19条 会社は、次の各号の業務を行うため、会社の職員又は指定した者を利用者の施設に立ち入らせることができますものとします。

- (1) 排出された廃棄物の検査及び一般廃棄物集積所等の調査
 - (2) 前号に掲げるもののほか、廃棄物の適正な管理のために必要な業務
- 2 前項の規定により立ち入る職員等は、会社が発行した身分証明証を携帯し、利用者から提示の請求があったときは、これを提示します。

(規程の改正)

第20条 この規程を改正した場合における改正規程の施行の日以降の廃棄物処理施設の利用条件については、改正後の規程によるものとし、会社は、その内容を速やかに利用者に周知するものとします。

(その他必要な事項)

第21条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとします。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

別表第1

クリーンセンターを利用して処理しなければならない廃棄物は、以下に示すものです。

- 可燃ごみ
 - ・ 厨房ごみ（料理くず、果物の皮、残飯、茶殻）
 - ・ 木くず（30cm 以下）
 - ・ 再生資源にならない紙（感熱紙、カーボン紙、ロウ引き紙、紙くず類）
 - ・ ボロ切れ（油・シンナー等しみこんでないもの）
 - ・ その他（タバコの吸い殻、ティーバック類）
- 不燃ごみ
 - ・ ガラス食器、磁器食器類、空きびんの割れたもの
 - ・ 金属くず（ナイフ、フォーク、スプーン）
- 可燃性粗大ごみ
 - ・ 衣服類（制服、制帽、作業服）、カバン（金属製を除く）
 - ・ 刈り草、木製品類（机、テーブル、椅子、本箱）
- 汚泥
 - ・ 生活系排水から発生する排水汚泥
- 資源ごみ
 - ・ 会社で処理を依頼しようとする資源ごみで、以下に示す廃棄物をいいます。
 - ・ 缶類 : スチール、アルミの空缶
 - ・ びん類 : 割れていない空びん
 - ・ 古紙類 : 新聞（広告紙を除く）・雑誌
 - ・ 上質古紙類 : コピー用紙・コンピュータ用紙
 - ・ 書類（機密保護の不要な物）
 - ・ ダンボール
 - ・ ペットボトル

別表第2

1. 処理単価及び処理料金算定方法

【処理単価】

- パッカー車による収集ごみ : ごみの重量1キログラム当たり80円
- コンテナ車による収集ごみ : ごみの重量1キログラム当たり70円
- 持込み : ごみの重量1キログラム当たり60円

【処理料金の算定方法】

- 処理料金(円) = 1カ月分の処理重量 × 単価

注) 処理単価には、消費税及び地方消費税を含みません。

2. 処理重量の計量方法

原則として、可燃ごみ及び不燃ごみはダストボックス1杯当たり下記の重量に換算し、容積比率で計量します。

ただし、可燃ごみは45リットル入りポリ袋1袋5kg、不燃ごみは45リットル入りポリ袋1袋当たり8kgと見なし、1kg未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

- | | | |
|--------------------|---|---|
| 可燃ごみ | : | ダストボックス1杯当たり13袋(65kg) |
| 不燃ごみ | : | ダストボックス1杯当たり13袋(104kg) |
| 可燃性粗大ごみ
及び持込みごみ | : | クリーンセンター内のトラックスケール等により
計量します(1kg未満の端数が生じたときは、これを切り
上げます)。 |

3. 資源ごみの処理料金は、ポリ袋の販売価格に含むものとします。

別表第3

ダストボックスの仕様等

一般廃棄物の収集・運搬を効率的かつ迅速に行うとともに、一般廃棄物集積所を常に清潔に保つため、ダストボックスの仕様等を以下のとおり統一します。

1. ダストボックスの設置区分

ダストボックスは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（缶類、びん類、古紙類、ペットボトル）ごとに区分して設置してください。

2. ダストボックスの仕様

- (1) 容量：0.6 m³
- (2) 材質：FRP製蓋付
- (3) 色調：グリーン系
- (4) 表示：可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの区分を表示
- (5) 目盛：ダストボックスの内面に高さを10等分した目盛を付ける。
- (6) 寸法：標準 縦666mm×横1160mm×高1050mm

(反転金具高さ790mm)

ただし、不燃ごみ用のダストボックスは、重量ごみ用ボックスとします。

3. 設置個数

ごみの収集回数を1日1回として、各施設のごみ発生量に応じて余裕を見込んで設置してください。

第1号様式

一般廃棄物処理申込書

年 月 日

関西エアポート株式会社

殿

申込者 住 所
名 氏 名
(担当者)
(電話番号)

印

廃棄物処理施設利用規程を承諾の上、下記のとおり一般廃棄物の処理を申込みします。

記

施設名			
集積所所在地	(別紙図面添付)		
利用開始希望年月日	年 月 日		
廃棄物区分	区 分 I	排出予定量 (kg/日)	* 区 分 II
	可燃ごみ		①収 集 ②持ち込み ・ 航空機ごみ ・ 検疫ごみ ・ その他
	不燃ごみ		
	可燃性粗大ごみ		
	資源ごみ		
請 求 先	請求先住所		
	所属		
	担当者名		
備 考			

注1. 期限付きで申込みされる方は、予定期限を備考欄に記入して下さい。

2. *欄は記入しないで下さい。

承諾書

年 月 日

殿

関西エアポート株式会社

印

上記申し込みを承諾します。

なお、利用開始予定日は 年 月 日とします。

第2号様式

一般廃棄物処理中止届

年 月 日

関西エアポート株式会社

殿

届出者 住 所

名 称

氏 名

印

下記のとおり一般廃棄物処理の中止をしたいので、お届けします。

言 己

施 設 名	
利用を中止しようとする日	年 月 日
利用中止の理由	